

（案）

出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会

[中間まとめ]

平成23年6月

出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会

【 目 次 】

はじめに	1
用語の定義	2
I. 自治基本条例の基本的な考え方	4
1. 条例の必要性	4
2. 条例の位置づけ	4
3. 条例の実効性	5
II. めざすまちづくり	6
1. まちの全体像	6
2. 福祉のまちづくり	7
3. 次世代へつなぐまちづくり	8
III. まちづくりの担い手	9
1. 市民	9
2. 議会	10
3. 行政	11
IV. まちづくりの制度や仕組み等	14
1. 市民参画・情報共有等	14
2. コミュニティ	16
3. 住民投票	17
4. 地域連携	18
参考資料	19
1. 検討経過	19
2. 市民懇話会委員名簿	21

はじめに

- 出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会は、公募の市民を含む17人により、出雲市の自治基本条例制定に当たっての基本的な考え方などについて検討するため、平成22年8月に設置されました。

- この市民懇話会に集まった17人は、年齢や経験は様々ですが、この出雲市をもっとよいまちにしようという意気込みで、市民の目線で自由に意見を出し合い、その意見を束ねていく方法により討議をしてきました。

- この中間まとめは、市民懇話会の検討経過を現段階でとりまとめたものです。今後、市民懇話会以外の市民の皆さまとも意見交換をしながら議論を深め、提言書としてまとめていきたいと考えています。

平成23年6月

出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会

用語の定義

（１）市民

- 〔案１〕 市内に住所を有する人、市内在勤・在学の人、市内の事業者（団体）
- 〔案２〕 市内に居住する人
- 〔案３〕 市内に住所を有する者
- 〔案４〕 日本国籍を有する住民

未決定事項：市民の定義について

【第1分科会での意見】

- (1)市民としての役割、権利を果たしてもらうことを考えた場合、在勤者や在学者などもこの出雲市を構成する一部であり、市民の一員として考えるべきではないか。
- (2)広い意味で市民を捉えるべき。個別の案件については、個々の中で市民を定義していく。例えば住民投票については、別に市民の定義をする。
- (3)企業を抜きにしては社会の動きは語れないため、事業者を含めるべきと考える。
- (4)市民とは、市内に住んでいる人であり、住民登録をしていなくても、住所を有する人なら含めるべきと考える。
- (5)市外からの通勤者は出雲市民という感覚はないと思う。在勤者、在学者、事業所は除くべきと考える。
- (6)他市から市内に在勤、在学する人は出雲の市政には関わりにくい。
- (7)市政に関わることは、日本国籍を有する住民のみにすべき。

【第3分科会での意見】

- (8)外国人も出雲市民のために、懸命に活動している人がいるので含めるべきと考える。
- (9)外国人がこれから増えてくることを考えれば市民に含めるべきと思う。
- (10)市民の代表は議員ではないか
- (11)外国人が出雲市のために活動することは、誠に結構なことであるが、出雲市の政治に関わることは問題があり、日本国籍を有する住民の権利として考えるべき。
- (12)この条例が、全ての条例の上位にあるのなら、全ての市の条例に関わってくる。例えば、情報公開を、出雲市に数日前に居住することになった人や、外国人にまで対象にしてよいのかと言えば問題がある。
- (13)基本条例の下に位置する他の条例が、その条例ごとに「市民」の定義が違うということになれば、上位に位置する基本条例との整合性がとれない。
- (14)参考図書（「協働社会をつくる条例」松下啓一）に市民の定義は、除外規定を置かなければ住民投票にも自ずと関わってくると書いてあったので検討すべきだ。

参考：市民の定義

川崎市…本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体

米子市…市に在住している住民のほか、市で働いたり学んだりしている者も含む

出雲市まちづくり基本条例

…市内に住所を有する者及び市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体

出雲市安全で安心なまちづくり条例

…市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者

.....

(2) 行政

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、公営企業管理者などの執行機関等とその職員を含みます。

(3) 市

行政及び議会をいいます。

(4) 市政

行政の運営及び議会活動をいいます。

(5) 参画

政策、施策及び事業などの立案から、実施、評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

(6) コミュニティ

一定の区域内の地縁的なつながりや、特定の分野に対する市民の関心などによるつながりにより活動する人の集まりをいいます。

I. 自治基本条例の基本的な考え方

1. 条例の必要性

- ①「地域のことはできるかぎり地域で決める」という地方分権の時代にあつて、出雲市の特性を活かし、市民の力を発揮していくために、出雲市の独自の自治やまちづくりのルールを定めることが必要です。
- ②まちづくりの担い手である市民、議会、行政が、それぞれの役割の中で共通認識をもってめざす自治を実現するために、その基本的な考え方を自治基本条例として明文化します。

『根拠となる主な意見』

- (1)住民が自治の担い手として市と共にまちづくりを推進するために基本的な事項を定めておく必要がある。
- (2)地方分権の進展に対応した主体的な市政運営を確立し、市民と議会と行政が、協力して取組むまちづくりのための原則と方針を明確にする。
- (3)市民等の誰もが行き詰まった時や、迷った時に条例によるルールに則って物事を進めることができるものにしたい。
- (4)市民の責任を重くして、行政が責任を免れるという方向にならないようにする。

2. 条例の位置づけ

- ①自治基本条例は、出雲市が自治を進める上で最も基本となる考え方を定めるものです。
- ②出雲市の条例や規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、自治基本条例の趣旨を踏まえて整合性を図っていきます。

『根拠となる主な意見』

- (1)他の条例に対して最高規範的な性格をもつものが望ましい。
- (2)条例には「最高規範性」という言葉は使いたくない。「出雲市のルールの基本原則」や「基本的事項を定める」というような表現にしたい。
- (3)個別の条例、規則、計画等の立法・解釈において自治基本条例の主旨を最大限尊重されるものである。
- (4)具体的な事柄は自治基本条例に沿って別に策定されるテーマ毎の条例のなかで規定されるものであり、自治基本条例には細かなものまでは盛り込まなくてもよい。

3. 条例の実効性

- ①市民及び市は、自治基本条例の趣旨の理解と周知に努めるとともに、その趣旨の具体的な実践を図ります。
- ②行政は、自治基本条例が形骸化しないよう、また、社会情勢の変化に対応するために、数年毎に市民参加により条例の内容を点検するものとし、必要に応じて見直しをします。

『根拠となる主な意見』

- (1)市民にこの条例をPRしていくことが必要。
- (2)条例の理念の普及・啓発に関する施策を講ずることが必要。
- (3)条例が形骸化しないよう、市民の意見を取入れ、数年おきに点検し、必要があれば見直しをする。
- (4)市民、行政、議会がそれぞれの立場からも点検することができることにする。
- (5)その時代にあうように検討を加えていく必要があるが、最高規範性をもつような条例は度々改正すべきではない。

Ⅱ. めざすまちづくり

1. まちの全体像

- ①市民の誰もが市政に参画することができるまち
- ②市民一人ひとりがお互いの人権を認め合い、共に個人として尊重される心豊かなまち
- ③市民の誰もが安全に安心して豊かに暮らせるまち
- ④神話のふるさと出雲に誇りを持ち、豊かな自然と、歴史・文化を大切にし、育んできた活力を、将来にわたって持続し、発展できるまち
- ⑤まちの伝統、文化を尊重しながら、多様な主体が連携・協力することにより、その魅力と活力を高め、新しい伝統、文化を創造できるまち

『根拠となる主な意見』

- (1) 市民は合併のスケールメリットを生かしつつ、それぞれが誇れるまちづくりに積極的に参画できる方策が必要。
- (2) 市民が積極的に参画できるまちづくり。
- (3) 市民は、自由と権利の下に、市・自治体から守られ人権を尊重する。
- (4) 安全で安心な豊かな地域社会（住みよいまち・人の心を大切にするまちづくり）をめざす（危機管理・情報・交通・環境の整備。バリアフリーのまち）。
- (5) まちづくりとは、住民自治によりまちの伝統、文化を尊重するとともに、新しい伝統と文化を創造していく取組みである。
- (6) 人にやさしいだけでなくもっとアクティブで、経済的にも豊かなまちであってほしい。
- (7) 出雲の街道を整備し、産業・観光・文化を事業に結びつけたまち[大好き☆出雲！]を協力して創り、情報発信する。
- (8) 「出雲らしさ」を出したい。（例：日本文化発祥の地、出雲路など）

2. 福祉のまちづくり

- ①市民は、年齢、性別、心身の状況等に関わらず、お互いを尊重し合い、助け合って暮らせるまちづくりを進めます。
- ②市民は、それぞれの役割分担を持ちながら、共に生きがいをもって生活できるまちづくりを進めます。
- ③市民と市は、お互いに補完し合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

『根拠となる主な意見』

- (1)行政、市民が一体となり福祉の充実をめざすまち。
- (2)市民は、市民一人ひとりを大切にして年齢や性別等に関係なく、安心して暮らせるまちづくりに努める。
- (3)障がいのあるなしに拘わらず、一個人として認められる、お互いがお互いを尊重し合えるまち。
- (4)市民は、それぞれ認め合い支えあうよう意識改革をし、個人として尊重され共に生きがいをもって生活できる社会をめざす。
- (5)真の長寿社会の実現をめざすべき。
- (6)市民は、行政と共に、元気な長寿市と呼ばれるよう努力する。
- (7)障がい者、高齢者が意見を言える場を行政に求める。
- (8)障がいのある人もない人も、それぞれの役割分担を持ちながら、助け合って共に地域社会をつくる。
- (9)世代間の交流が常に行われ、生涯現役で活躍できる環境を地域全体でつくる。
- (10)障がいをもっても笑顔で暮らせるまちづくりであってほしい。
- (11)市民は、ひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、高齢者、障がい者等の行動を妨げている様々な障壁を取り除くよう努める。
- (12)市民は、家族・個人で抱え込まず、行政・地域と連携をとり合っていく。
- (13)市民と行政がお互いに補完しあうような仕組みを盛り込むべき。
- (14)施設ができたとしても、費用の面で負担が大きいため、もっと行政の支援が必要ではないか。
- (15)福祉の中でも行政しか支援できない領域がある。
- (16)福祉の枠組みは、高齢者と障がい者だけではないので限定しないでほしい。

3. 次世代につなぐまちづくり

- ①地域の宝である子どもは、未来の担い手であり、地域全体で大切に育てていきます。
- ②家庭、学校、地域は共に、豊かな自然、優れた伝統文化を継承し、温みのある人間関係を築き、子どもたちが夢と希望のもてるまちをつくります。

『根拠となる主な意見』

- (1) 子どもは未来の宝である。
- (2) 出雲市の子どもは、出雲市にとって未来の資本であり、宝であるから、資本は大きく育てていくこととする。
- (3) 「子どもは社会全体で育てる」のような言葉を入れることができればよい。
- (4) 市民は、年齢に関係なく、まちづくりに参加する権利を有する。
- (5) 豊かな自然や、優れた伝統文化を継承し、温かな人間関係が連綿と受け継がれるように努め、子どもたちが希望と夢のもてるまちをつくる。
- (6) 市民は次世代に配慮し、持続可能な社会を築くよう努める。
- (7) 市民は、大人も子どもも社会的責任を持ち、行政と共に互いに協力し、めざすべき福祉に近づけていく。
- (8) 市民は、自分の子はもちろん他人の子も、平等に扱い教育に携わっていく。
- (9) 学校に丸任せではなく、地域や家庭が一体になり、子ども達の笑顔を絶やさないまち。
- (10) 地域の積極的な教育関与で、ふるさと出雲への愛着と出雲への誇りを持つ、心豊かでたくましい明日を担う子どもの育成と地域の活性化に努める。
- (11) 地域をどのように理解し役割分担、協力を求めるのか。
- (12) 家庭・学校・地域のあり方の重要性。
- (13) 教育委員会、学校と地域との学校運営に対する基本的概念が統一されていない。
- (14) 先人の心を大切にしてほしい。
- (15) 偉人教育の大切さ、大人が子どものお手本になる。
- (16) 奉仕の心を大切にしてほしい。

Ⅲ. まちづくりの担い手

1. 市民

（1）市民の権利

①市民は、平等に次の権利をもつものとします。

- まちづくりに参画する権利
- まちづくりに対して意見が言える権利
- まちづくりに関する情報等を知る権利

②ただし、まちづくりに参加又は不参加を理由とした不利益を受けることはありません。

『根拠となる主な意見』

- (1) どんな人もまちづくりに参画し、意見が言える地域づくり。
- (2) 地域でできることは地域で行う。
- (3) まちづくりに参加できない人への配慮が必要。
- (4) まちづくりに参加したくない者の意志も尊重すべき。
- (5) 弱者からの意見や考え方の反映が必要。
- (6) 市政に関する情報公開がさらに充実すれば、市民もまちづくりに積極的に参画できるようになる。
- (7) 市民と行政が相互に情報を発信して情報共有することにより、市民参加が促進される。

（2）市民の責務

①市民は、市政に参画するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持ちます。

②市民は、この出雲の歴史・文化を守り、次の世代へ伝えていきます。

『根拠となる主な意見』

- (1) 市民は、自主的にまちづくりに参画して、自らが行動していかなければならない。
- (2) 市民は、自分の権利だけを主張してはいけない。
- (3) 市民等でやることと、行政がやることを地域できちんと検証して要望する。
- (4) 地域の伝統を伝えていくことが大切である。
- (5) 伝統を守り伝えるだけでなく、新たなものを創造していく気概を持ちたい。

2. 議 会

- ①議会・議員は、出雲市議会基本条例を遵守します。
- ②議会・議員は、市民との対話や交流の機会をつくり、市民の意向を的確に把握して、その負託に応えるよう努めます。
- ③議会・議員は、議会報告等により、議会での議論や活動等について市民にわかりやすく情報発信することに努めます。

『根拠となる主な意見』

- (1) 出雲市には出雲市議会基本条例があり、その条例に規定されている議会の役割や責務を自治基本条例に加える必要はなく、その関連性を盛り込むことで足りる。
- (2) 特に議会基本条例の前文や目的に規定されている市民への負託に応えることや、第9条の市民の意見・意向を把握することについて、さらに充実させ、実行していただきたい。
- (3) 議員が議会報告等を通じて、市民の意向を的確に把握して、市民の負託に応えることが最も大事なこと。
- (4) 議会や議員の活動実態を、より市民に周知してもらえようような情報啓発が必要である。
- (5) 昼間に開催される議会を傍聴することは、仕事をもっている人にはできない。
- (6) 市民と議員の関係が希薄になっている。会話する機会をもたねばならない。
- (7) 現在の議会には、市全体のことを議論する議員が少ない。地元への利益誘導の質問が目立つ。
- (8) 議員の報酬及び定数については条例に入れるのは馴染まないのではないか。

出雲市議会基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、真の地方分権時代の到来に向けて、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会運営の実現を図ることを目的とする。

（議会への市民参加の取り組み）

第9条 議会は、市民からの要望や提言などを広く聴取し、議会運営に反映させることを目的に、次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 議員又は会派は、議会報告会を開催し、市民に対して説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して政策立案に生かすこと。
- (2) 市政の課題等を調査するために委員会が開催する公聴会制度及び参考人制度については、市民が参加しやすい運営を行うよう努めること。

3. 行政

（1）行政運営

- ①行政は、行政に関する情報を市民に公開・提供し、情報の共有を図ります。
- ②行政は、行政に関する情報を市民に説明する責任を果たします。
- ③行政は、施策や個々の事務事業が、効率よく、また効果的に行われているかどうかについて客観的に評価できる仕組みを活用します。
- ④行政は、財政の状況を総合的・長期的に把握し、効果的かつ効率的な財政運営を図ります。
- ⑤行政は、長期計画や総合振興計画等の市の将来計画については、市民の意見を反映できる仕組みを設けて策定し、市民及び市が一体となってその実現に取り組みます。

『根拠となる主な意見』

- (1) 予算執行が硬直的すぎる。予算消化主義ではなく、これだけの予算でこれだけのことができたという評価ができるといい。
- (2) 単年度の補助事業では効果が出ないときもある。たとえば数年間の事業期間を認めて、補助金もその期間内に自由に使用できるようにしたらもっと効率良く仕事ができる。（例えば年間30万円の補助金を3年間均等に出すのではなく、3年間分として90万円を一括補助するような仕組み）
- (3) ニーズを持っているのは市民であり、それを判断するのが行政の仕事。予算を決めるときにこの条例が生きてほしい。
- (4) 住民の権利を守るために行政は法令にもとづく処分、行政指導をしてほしい。迷惑をかける人には毅然と対処してほしい。
- (5) 議会、市長、市民が相互に監視し合うことが大事。
- (6) 監視し合うだけでなく、助け合ったり補い合ったりする行政運営の仕組みづくり
- (7) 市民が行政運営に関心を持ち、参加意識を持つこと。
- (8) 監視は、本来なら議会の役目である。
- (9) 透明性、情報公開が大切。
- (10) 総合振興計画などの長期計画や市の将来計画については、市民も参加して策定していく仕組みをつくる。
- (11) 財政力にまかせて、行政にお願いすれば何でも解決するという時代は、とうに終わっている。

（２）職員の責務

- ①職員は、全体の奉仕者として法令を遵守し、公平、公正で誠実に職務を遂行します。
- ②職員は、地域の一員であることを自覚して、市民の視点で課題や問題を共有し、その解決に向けて的確に対応します。
- ③職員は、常に広い視野で社会情勢等を把握し、即応できる知識や能力の取得に努めます。

『根拠となる主な意見』

- (1) 市民との協働的な役割だけではなく、職員の責務をきちんと果たすということを市民は期待している。（追加）
- (2) 大震災で公務員の必要性和職務の重要性がわかった。
- (3) 公平、公正で信頼される職員であってほしい。
- (4) 「行政は最大のサービス産業」的な表現を盛り込めないか。
- (5) 職員も市民の一員であり、市民と一緒に、市民と同じ目線や感覚で様々なことに対応して、自分の問題として考えられる職員であってほしい。（追加）
- (6) 市民からの悩みや相談には、一緒に考える姿勢を持ち続けて努力を怠らない職員。
- (7) 市民の訴えをきちんと受けとめて、説明して納得させてほしい。
- (8) 縦割り行政ではなく、ほかの部署との連携をとってほしい。（組織の連携による総合的な運営）
- (9) 自治会に属して地域貢献をしてほしい。
- (10) 市民の被害者意識のような感情ではなく、双方向のやりとりの中で職員と市民がともに高まっていく視点があってほしい。
- (11) 市民がやっているイベント等と一緒に参加することで、市民が何を考えているかがわかる。
- (12) 職員一人ひとりが市民の意見を把握してほしい。
- (13) 管理職への研修を実施する。
- (14) 職員に民間の仕事の体験、市民の暮らしの実体験をさせる。
- (15) 様々な職種の経験をする。
- (16) 相手の立場に立った話ができるようにしてほしい。
- (17) これからは国際的視野が必要になる。
- (18) 何でも好奇心を持って関わる心意気でいてほしい。
- (19) 市役所の仕事だけではなく見聞を広めてほしい。

（3）危機管理

①市は、市民（、事業者）、関係機関及び他の自治体と相互に連携し、災害等の緊急時における総合的かつ機動的な体制の確立を図ります。

②市民は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、地域で連携協力して対応するよう努めます。（←追記要望あり）

『根拠となる主な意見』

- (1) この度の東北地方の大震災の様子を見て、防災の大切さや、自衛隊、消防、警察との連携の大切さが痛切に分かった。
- (2) 最近の傾向として基本条例の中に危機管理という項目を入れる自治体が増えている。
- (3) 市民、事業者等、関係機関との連携協力による危機管理体制の整備が重要。
- (4) 地域の安全は地域で守る基本姿勢が大切。
- (5) 市民が自ら守る努力をする。
- (6) 住民の啓発活動が大事。
- (7) 防災訓練が大事。
- (8) 市民は災害等の発生時に行政と協力して対応に努めていく。
- (9) 災害時には、他の地域との連携が重要。
- (10) 安全で安心な豊かな地域社会（住みよいまち・人の心を大切にすまちづくり）をめざす。
- (11) 隣の市に原発があるまちとしてのあらゆる想定（事故や外的要因等）・防災が必要。
- (12) 大社や田儀の海から不法入国者が上がって来るとも考えられる。
- (13) 出雲市は、「出雲市危機管理指針」や「出雲市緊急事態等対処計画」、「出雲市地域防災計画」、「出雲市国民保護計画」を策定しているので、その趣旨を踏まえてまとめるべき。

IV. まちづくりの制度や仕組み等

1. 市民参画・情報共有等

(1) 市民参画

- ①市民は、自主的にまちづくりに参画し、互いに協力し合います。
- ②市は、まちづくりに多くの市民が参画できる機会を設け、多様な市民の意見を市政に反映させるよう努めます。

『根拠となる主な意見』

- (1) 全ての市民が自由で容易に参画できる地域づくり。
- (2) 多種多様な市民の意見が、より反映された市政が行われるまちづくり。
- (3) 市民が気軽に自由に話し合える場が必要。
- (4) 市民の意見や思いが反映される市政の実現のためには、市民が、市政に対して、気軽に自由に意見が言える場や、市民同士の話し合いの場が持てる仕組みづくりが大事。
- (5) 市民が活動に参加できる仕組みづくりが必要。
- (6) 行政から市民へ積極的に意見を求めてほしい。
- (7) 市民参加の場を多く持ち、市民と行政が連携しながら住みよいまちづくり。
- (8) 一定の目的のもとで、できることをできる範囲で共にできる状況をつくっていく。
- (9) 多くの人が参加、協力しようと思えるような呼びかけが必要。
- (10) 「まちづくりは自分たちの手でやる」という啓発が必要。

(2) 情報共有

- ①市民（・事業者）・市は、まちづくりに関する情報を、双方向に発信し合い、共有し、活用していきます。

- (1) 市政への市民参加をしやすくするためには、行政情報の公開の充実が必要。
- (2) 事業者も積極的に情報を開示すべき。
- (3) 市民と行政が相互に発信し共有する。
- (4) 市民は、地域との連携をとり、速やかに情報を流し、行政と地域の間を深める。

（3）市民等と行政の連携・協力〔協働〕

- ①NPOやボランティア等は、行政と役割分担をしながら、それぞれの特性を活かして公共的サービスを担うよう努めます。
- ②市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供について、NPOやボランティア等がその担い手となれるよう、相互に連携し、協力して実行できる仕組みづくりや必要な支援をします。

『根拠となる主な意見』

- (1)市民のニーズに合った目的でつくられ、その目的のために活動ができるNPOであってほしい。
- (2)NPOが得意な分野を市政に活かしてほしい。
- (3)NPOやボランティア等が行政と役割分担してまちづくりに関わっていく。
- (4)NPOが健全な運営ができるような方策に対して市が協力してほしい。
- (5)協働する仕組みづくりが必要。

2. コミュニティ

- ①市民は、出雲市のまちづくりを進める上で、コミュニティが果たす大切な役割を認識し、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。
- ②コミュニティは、それぞれが地域の様々な課題やお互いの活動が関連していることを認識して、それぞれの特性を生かしつつ、互いに連携・協力するよう努めます。
- ③市は、まちづくりの担い手であるコミュニティが果たす役割を認識して尊重し、必要な支援と協力をします。
- ④市民は、防災活動をはじめとする地域の安全確保や環境美化などの身近な暮らしに関わる課題を共に助け合い解決していくため、町内会（自治会）が果たす役割を認識して積極的に参加するように努め、行政はその活動を支援します。

『根拠となる主な意見』

- (1) 市民は自主的にボランティア等に参加して、自主的に行動する。
- (2) 地域でできることは地域で行う。
- (3) 市民主体で市民から盛り上がるまちづくり。
- (4) 自治会への全員参加。
- (5) 「地域力」を生かせる自治会やコミュニティにしたい。
- (6) 地域コミュニティが大切にされるまち。
- (7) 一人ひとりがコミュニティ活動のあり方を認識していない。
- (8) 住民がコミュニティ活動に参加する意識が低い。
- (9) 助け合いなど、様々な奉仕活動が行われる地域づくり。
- (10) 地域の奉仕の心を守り伝えることが大切である。
- (11) 地域を含めた多くの人々との触れ合い、コミュニティ体制づくり。
- (12) 子供からお年寄りまで幅広くコミュニケーションができる元気なまちづくり。
- (13) 地域エゴや偏見のない地域づくり。
- (14) 地域・家庭・学校の繋がりを深めることが大切である。
- (15) 各地域の実情に即した実行力のある新しい組織のネットワークづくり。
- (16) ネットワークづくりと行政との連携強化の必要がある。
- (17) 行政は、地域の自主的な活動を尊重して支援する。
- (18) コミュニティセンターは、コミュニティの中心の場であり、市民参加の拠点として活用すべき。

3. 住民投票

- ①市政の重要事項について、住民の意見を確認することができる制度として住民投票を実施できることとします。ただし、濫用を防ぐための一定の要件を付す必要があります。
- ②住民投票は、その必要があれば速やかに実施できるように常設型の制度を設けます。
- ③市民、市長及び議会は、住民投票の発議・請求をすることができるとともに、その結果を尊重しなければなりません。
- ④住民投票の資格や方法等については、別途検討事項とします。

『根拠となる主な意見』

- (1)住民投票は、市政の重要な事項に関して、住民の賛否を直接問うことが出来る制度として必要と思われる。ただし、濫用を防止するため、重要事項について十分精査し、厳しい条件を付すべきである。
- (2)住民の意思がより反映されやすく、また、実施するための制度を担保するため常設型の制度とした方が良い。
- (3)常設型までは必要ないのではないか。
- (4)投票結果の尊重については拘束型の考え方に近く、「尊重しなければならない」とする。また、現段階では、拘束性について明記はしない方が良いと思われる。
- (5)住民投票は、「市長・住民・議会」が発議し、請求できるものとする。
- (6)地元の力になってほしい若者も参加できるように、できるだけ広い範囲で意見が問える制度にした方がよい。
- (7)住民投票を実施するに当たっての年齢要件（18歳以上又は選挙権を有する年齢など）や、住民要件（永住外国人を含まない出雲市民など）など投票資格について色々な意見があったが、詳細な内容については今後の検討事項となった。

<住民投票に関する用語>

常設型と非常設型

「常設型」……投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ定めておき、発議・請求要件を満たしていればいつでも住民投票が行える制度。投票資格等を自治基本条例で規定しているものと住民投票条例で規定しているものがある。

「非常設型」…住民の賛否を問おうとする事案ごとに、投票資格等を定める制度。一般的には、事案ごとに議会の審議を経て、条例を制定する。

4. 地域連携

①市は、まちづくりの共通課題や広域的な課題の解決のために、率先して近隣自治体等と連携を図り、協力しながら地域の発展に尽くしていきます。

『根拠となる主な意見』

- (1) 地方自治体同士の連携をきちんと盛り込み、合併後の市町村が協力を強化するなかでその中核に出雲市がありリーダーシップをとるべきということを高らかに謳ってほしい。
- (2) 中海・宍道湖圏域というような大きな枠組みを念頭において、出雲市の発展を願うためにはどのような条例が必要なのかということを考えることが必要。
- (3) 地域連携とは、産業や観光だけに特化したものではなく、近隣自治体や、他の地方公共団体との共通する課題について連携、或いは協力しながら地域発展のためにつくすこと。
- (4) 産業や観光に特化した地域連携ではなく、行財政の効率化の観点からも広域的連携が重要である。
- (5) 観光を含め、あらゆる分野で山陰地域は連携しないと力が発揮できない。
- (6) 地域連携については、近隣自治体との関係を中心として考え、国や県との連携までは盛り込む必要はない。

参 考 資 料

1. 検討経過

○市民懇話会

第1回	平成22年 8月25日	・市民懇話会委員委嘱
第2回	平成22年 9月10日	・職員研究会報告書報告 ・市民懇話会の役割等
第3回	平成22年10月 5日	・ワークショップ「出雲はこんなまちになるといい」 等
第4回	平成22年11月 5日	・グループ別討議「こんなまちをつくりたい」
第5回	平成22年11月26日	・今後の進め方について
第6回	平成22年12月17日	・グループ別討議「市民と行政の関係（市民参加・ 協働・NPO等）」
第7回	平成23年 1月14日	・全体討議「市民と行政の関係」
第8回	平成23年 1月28日	・グループ別討議「地域コミュニティ（自治会・ PTA・地域と学校の関係等）」
第9回	平成23年 2月10日	・全体討議「地域コミュニティ」 ・グループ別討議「人権（男女共同参画・福祉・バ リアフリー等）」
第10回	平成23年 2月24日	・全体討議「人権」
第11回	平成23年 3月10日	・これまでの討議のまとめ ・今後の討議テーマについて
第12回	平成23年 3月24日	・今後の討議テーマについて
第13回	平成23年 4月14日	・全体討議「市民・市民参加・新しい公共・地域コ ミュニティ」〔第1分科会〕
第14回	平成23年 4月26日	・全体討議「議会・住民投票・地域連携」〔第2分科 会〕
第15回	平成23年 5月13日	・全体討議「条例の必要性等・行政運営・行政職員」 〔第3分科会〕
第16回	平成23年 5月27日	・全体討議「まちの理想像・福祉・子ども・危機管 理」〔第4分科会〕
第17回	平成23年 6月16日	・中間まとめ

○分科会

第1回	平成23年3月30日	第1分科会
第2回	平成23年4月5日	第1分科会
第3回	平成23年4月7日	第2分科会
第4回	平成23年4月22日	第3分科会
第5回	平成23年5月10日	第3分科会
第6回	平成23年5月18日	第4分科会
第7回	平成23年5月31日	第3分科会

○世話人会（市民懇話会の運営会議）

第1回	平成22年11月16日
第2回	平成22年12月2日
第3回	平成22年12月28日
第4回	平成23年2月22日
第5回	平成23年3月16日
第6回	平成23年4月14日
第7回	平成23年5月10日
第8回	平成23年5月24日
第9回	平成23年6月15日

2. 市民懇話会委員名簿（五十音順 敬称略）

飯 島 昭 人	
井 田 潤 子	世話人
今 岡 忠 嗣	
岡 容 史	
蒲 生 晃 久	
川 本 眞 僖	世話人
小 早 川 大 輔	世話人
瀬 崎 正 雄	
谷 本 雅 和	
柳 楽 利 子	
西 田 英 男	
原 敦 代	
増 本 雄 一	
三 原 洋 子	
三 原 陸 生	
矢 田 栄 子	
吉 田 寿 美 恵	世話人

〔アドバイザー〕

小 山 正 善	岡山大学法学部教授
毎 熊 浩 一	島根大学法文学部准教授